



ご存知ですか？ 年金の学生納付特例制度

学生納付特例制度は、所得が少なく国民年金保険料を納めることが困難な学生の方が、本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。

手続き

町民課住民係か松山西社会保険事務所で申請してください。

必要なもの

- ・ 年金手帳
- ・ 学生証（在学証明書）
- ・ 認印

手続きの簡素化

前年度に引き続き承認を希望する方は、社会保険事務所から送付されるハガキ様式の申請書に必要事項を記入のうえ、郵送してください。

問 町民課住民係

☎985-4106

松山西社会保険事務所

国民年金課

☎925-5175

保険料などを年金天引きで納めている方へ

介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険税の年額は7月に決まります。

平成21年度の保険料（税）決定までの間、昨年度から引き続き年金からの天引き（特別徴収）により納める方は、2月と同じ額を8月までの各納付月に納めることとなります。

問 保険課保険料係

☎985-4227

税務課町民税係

☎985-4110

納付月					徴収区分
平成22年2月	12月	10月	8月	6月	
← 本徴収 →			← 仮徴収 →		
(年間保険料(税) - 仮徴収済額) ÷ 3回 = 10月以降の本徴収額			(平成21年2月と同額)		

重度障害者にタクシー助成券を交付します

重度の障害のある方が外出しやすいよう、タクシー初乗り料金の助成券を4月1日（水）から交付します。

対象者は、町内に住んでいる方で、次のいずれかの手帳をお持ちの方です。

- 身体障害者手帳（1～3級）
- 療育手帳（A・B）
- 精神保健福祉手帳（1級・2級）

※ 町外の施設に入所されている方は対象となりません。

申請手続き

各障害者手帳と認印を持参のうえ、福祉課までお越しください。利用できるタクシー

松前交通タクシー、岡田タクシー、いよ交通、城南タクシー、東洋タクシー、松一観光、介護タクシーのうえ、きたいよ、アトムタクシー

問 福祉課障害福祉係

☎985-4112

まさき野々子くらぶに 参加しませんか！

小さな子どもたちとその保護者を対象とした自然観察会を開催します。

- とき** 4月16日（木）10時～11時30分
- ところ** 西古泉公民館
- 対象** 就園前の子どもと保護者（大人だけでも参加できます）
- 申込み** 4月15日（水）までに電話でお申込みください。（先着15組まで）
- 持ち物** お茶、おしぼり、タオルなど
- 服装** 帽子（必ず）、運動靴（サンダルはやめましょう）
☆かぶれやすい、虫刺されが長引く方は長袖長ズボンをお勧めします。
- 協力** 松前町地域子育て支援センター、NPO法人自然環境教育えことのは
- 申込先** 子育て支援センター ☎985-4151
町民課生活環境係 ☎985-4117